

答 申 の 概 要

件名	特定事件に関する保有個人情報の訂正請求に係る決定処分に対する審査請求（諮問第55号）		
本 件 保 有 個 人 情 報	本人に係る特定日の ・相談等処理票 ・人身安全関連事案速報メモ ・相談等受理票		
主 な 不 訂 正 理 由	訂正請求に理由があるとは認められず、仮に審査請求人の申立が事実であると認められたとしても、その訂正が本件保有個人情報の利用目的の達成に必要なものであるとは認められないため		
処 分 庁	静岡県警察本部長		
諮 問 庁	静岡県公安委員会		
諮 問 年 月 日	令和5年4月28日	答 申 年 月 日	令和6年8月20日
主 な 論 点	1 審査請求人が訂正を求めている情報が、訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められるか。 2 処分庁に、静岡県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第30条に基づく訂正義務があると認められるか。		
審査会の結論 処分庁の決定は妥当である。			
審査会の判断 本件訂正請求は、本件保有個人情報について、別記に掲げる内容の訂正を求めるものであるところ、諮問庁は、訂正する理由が認められないとして、本件処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、条例第30条に基づく本件保有個人情報の訂正義務の有無について検討する。 (1) 本件訂正請求は、審査請求人が、本件訂正対象情報が事実でないとして、訂正を求めたものである。審査請求人は、自己の認識と異なるとして、別記表中の、請求A及びCの内容の削除、請求B及びDについて訂正を求めている。 ア 訂正請求対象情報該当性について 条例第28条第1項は、「何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（略）を請求することができる。」と定めており、ここにいる「事実」とは、その正誤が客観的に判定できる事項をいい、「評価・判断」には及ばないと解されている。 本件訂正対象情報は、審査請求人が〇〇警察署に相談した際に申し立てた内容や、相談取扱者が申立内容に基づき状況を記載したものであることから、客観的に正誤を判定できる事項であるといえ、条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められる。 イ 訂正理由の有無について 条例第30条にいう「理由があると認めるとき」とは、当該訂正請求に、訂正を行うに足る正当な理由がある場合をいう。訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているか等の、請求を受けた実施機関が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、実施機関に対して自ら根拠を示して、明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、訂正請求を行う者から明確かつ具体的な主張若しくは根拠の提示がない場合、又は当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、条例第30条に規定する「訂正請求に理由があると認められるとき」には該当しないと考えられる。 本件訂正対象情報について、諮問庁によれば、相談等受理票等は、相談を受けた処分庁の職員が聞き取った相談内容について、事件性の有無等を判断しながら要点を押さえて必要な事項を記載するものであり、相談者等の申出内容を一語一句記載する必要はなく、相談を処理するうえで必要な事項を記載すべきものということである。そして、本件訂正対象情報のうち、請求A及びBに係る内容については、審査請求人が申し立てた内容を簡記したもの、請求Cに係る内容については、審査請求人が暴行事実を			

認めているという状況を記載したもの、請求Dに係る部分についても、事案当事者の申立内容に基づき認定される状況を記載したものであり、申出内容の趣旨に相違はないとのことである。

他方で、本事例においては、審査請求人が主張する訂正の理由は、自己の認識と異なるといった趣旨のものにとどまり、明確かつ具体的な主張や根拠の提示がされているとは認められない。

また、当審査会において、本件保有個人情報を見分したところ、本件訂正対象情報の記載の趣旨及びその内容についての諮問庁の上記説明に特段不自然、不合理な点は見当たらず、その説明は首肯できることから、条例第30条に規定する「訂正請求に理由があると認められるとき」に該当するということができない。

ウ 利用目的の達成に必要な範囲について

当審査会では、上記イのとおり、本件訂正請求には理由があるとは認められないと判断したが、本件訂正請求が、本件保有個人情報を取り扱う事務の目的達成に必要な範囲内であるかについても念のため検討する。

条例第30条に規定される「利用目的の達成に必要な範囲内」とは、当該訂正請求に理由があると認められるときであっても、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らし訂正の必要がない場合は、当該保有個人情報を訂正する義務は認められないという趣旨である。

諮問庁の主張によれば、本件保有個人情報の利用目的は、県民等からの相談を受けた警察職員が相談内容を聞き取り、その後の措置等を的確に判断するためとのことである。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、本事例においては、審査請求人による〇〇警察署への相談の後、既に、処分庁によって法令に基づく必要な措置が講じられているとのことであり、訂正を行うことが、本件保有個人情報の利用目的の達成に必要なものであるとは認められない。

- (2) 以上より、本件訂正請求は、訂正請求に理由があるとは認められず、仮に審査請求人の申立が事実であると認められたとしても、本件保有個人情報の利用目的の達成に必要なものであるとは認められないため、処分庁に条例第30条に基づく訂正義務があるとは認められない。

別記 本件訂正対象情報等

訂正請求	処分庁が作成した文書の内容	訂正請求の内容
A	〇〇したことは間違いない	削除
B	〇〇したが、誤って〇〇してしまった。	〇〇しようと思った。しかし、誤って〇〇になってしまった。 それに対し、〇〇ため、私は〇〇と反射的に言ってしまった。(事実としては〇〇)
C	〇〇した。	削除
D	〇〇されたもの。	〇〇を間違えて〇〇されてしまったもの